相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市日之出五丁目二〇六番地、最後の住所石川県加賀市若葉台一〇一番地一

被相続人　亡　岩岡　宣三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

石川県小松市小馬出町二七番地六やすらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙見健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市柳沢七七四番地一、最後の住所静岡県沼津市柳沢七七四番地の一

被相続人　亡　小野新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号　Mビル一階　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市新和町大多尾四三八二番地、最後の住所大阪府柏原市平野一丁目七番九号

被相続人　亡　武部　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市別所五丁目二〇五番地、最後の住所兵庫県宝塚市仁川うぐいす台五番三号

被相続人　亡　船井　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号　C―3ビル五階　相続財産管理人　田中　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡上瀬野村三二九番屋敷、最後の住所不詳

被相続人　亡　中野　佐助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

事務所広島県安芸郡海田町大正町三番三五号　相続財産管理人　足立　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市向原町坂四九九七番地、最後の住所山口県岩国市川口町一丁目八番六号

被相続人　亡　川島　浪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

山口県岩国市今津町一丁目八番一一号アサヒビル五〇二号

相続財産管理人　出口　裕理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市笹山町一丁目八番、最後の住所山口県宇部市昭和町四丁目六番七号

被相続人　亡　品田　英晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

事務所山口県宇部市常盤町一丁目一番一八号常盤町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市美郷字古土地三一三番地、最後の住所徳島県板野郡松茂町広島字四番越一番地五　介護老人保健施設　緑樹

被相続人　亡　長濱　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十二日

事務所徳島県徳島市新内町一丁目二四番地の四オフィスビルニュー内町２Ｆ

相続財産管理人　司法書士　古林　大直

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　グローバルリンクアドバイザーズ株式会社

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 10 月 22 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①オリックス不動産株式会社　②国土交通大臣(4)5903　③代表取締役　益子哲郎　④東京都港区芝一丁目14番５号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区錦二丁目９番29号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝二丁目14番５号　オリックス不動産株式会社　代表取締役　益子哲郎

①株式会社細田工務店　②国土交通大臣(4)483　③代表取締役　阿部憲一　④東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号　廃止した従たる事務所　千葉県千葉市稲毛区小仲台３－８－５　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号　株式会社細田工務店　代表取締役　阿部憲一

①株式会社社諏訪貸家アパートセンター　②長野県知事(8)2861　③代表取締役　矢崎隆也　④長野県諏訪市大字四賀822番地　廃止した従たる事務所　長野県茅野市中沖６―13　⑤500万円　⑥長野県知事　⑦長野県諏訪市大字四賀822番地　株式会社諏訪貸家アパートセンター　代表取締役　矢崎隆也

二、所在地　大阪府大阪市北区神山町八番一号

三、代表者の氏名　戸松　信博

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号近畿財務局長第六十八号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十七年四月二十三日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十六年十月二十二日

大阪府大阪市北区神山町八番一号

グローバルリンクアドバイザーズ株式会社

代表取締役　戸松　信博